

京都医療労務管理 相談コーナー

しっかり休める職場づくりに取り組みましょう。

▶ 年次有給休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

事業場での具体的な取組みの一例

年次有給休暇を取得しやすい環境整備

経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。



労使の話し合いの機会をつくる

年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、年次有給休暇の取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

▶ 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.3ポイント高くなっています(平成26年)。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。

導入のメリット

- 事業主** …労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
- 従業員** …たのびを感じずに、年次有給休暇を取得できます。



日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員	例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員
5日 事業主が計画的に付与できる	15日 事業主が計画的に付与できる
5日 従業員が自由に取得できる	5日 従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越しされた日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

1 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境マネジメントシステムの導入の促進を図ります。

◆「京都いきいき働く医療機関認定制度」認定実施確認
平成29年12月:2病院 <平成29年度合計:14病院>

2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。

平成29年12月:1病院 <平成29年度合計:12病院>

3 勤務環境改善に取り組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時医業経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

各研修の申込方法

京都私立病院協会ホームページ(<http://khosp.or.jp>)の「研修会・講習会申込」からお申込みください。

※また、定員に達し次第、締め切りますので、お早目にお申込みください。

12

月の活動内容

第3回

4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。

医療勤務環境改善研修会 「労働時間管理の工夫について」

日時：平成29年12月4日(月) 午後2時～午後5時
 場所：メルパルク京都
 基調講演：奥村 元子 氏 (日本看護協会労働政策部看護労働課 看護労働・確保対策担当専門職)
 事例発表：「労働時間管理の工夫についての取組み」
 京都府内の2交代制1病院、3交代制1病院より発表

病院訪問
平成30年1月:1病院

今後のスケジュール

▶ 医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修会(全3回)

日時：平成30年1月23日(火) 午後2時～午後6時
 場所：登録会館
 テーマ：①「時間外労働削減に向けた動きについて」
 ②「財務専門家から見た診療報酬改定と病院経営
 ～私見:26、28年改定の衝撃と30年同時改定で起きること～」
 講師：① 吉岡 宏修 氏 (京都労働局 労働基準部監督課課長)
 ② 石井 孝宜 氏 (石井公認会計士事務所 所長・公認会計士)
 対象：病院理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ経営・労務の管理職等
 参加費：無料 定員：120名

お気軽にお電話またはご来訪下さい。

※ご来訪される場合、事前にご連絡をお願い致します。病院訪問のご希望があれば、ご連絡ください。

京都府医療勤務環境改善支援センター
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間
場 所

月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始を除く) 9時30分～17時30分
COCON 烏丸8階(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 番地)



成年

京都府医療勤務環境 改善支援センター

Support Center News



January 2018. | Vol. 25

～理事長・院長・事務長・看護部長等管理職対象～

医療従事者確保・定着のための 経営・勤務環境改善研修(第2回)



医療・介護の提供体制の再編が2025年を目途に進められており、地域医療構想の策定や地域包括ケアシステムの構築等、病床機能再編や在宅医療、機能連携の拡充等に向けて、全体の枠組みが大きく変わろうとしています。この様な変化に対応し得る組織づくり、医療従事者の確保は、病院経営者、経営に携わる管理職としての重要な役割であり、また地域医療の維持向上のためにも不可欠です。

これを踏まえ、京都府医療勤務環境改善支援センターでは、病院理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ経営・労務の管理職を対象に、労務管理、勤務環境改善を行う上で必ず押さえておくべき法改正の最新情報や改正に伴い求められる実務対応のポイントの解説を主な内容とした「医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修」を平成29年度は全3回開催致します。

第2回目を平成29年11月16日(木)にメルパルク京都にて、「無期転換ルールの概要と多様な働き方について」をテーマに、大谷 真弓 氏(京都労働局 雇用環境・均等室)を講師にお招きし、ご講演いただきました。

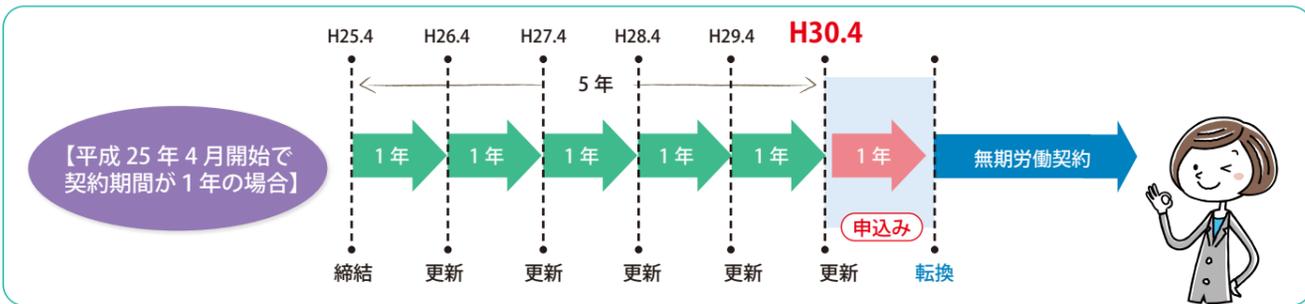


秘密は厳守します。
相談内容など

～無期転換ルールの概要と多様な働き方について～

I. 無期転換の申込みができる要件

同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換します。



※通算5年を超えて契約更新した労働者が、その契約期間中に無期転換の申込みをしなかったときは、次の更新以降でも無期転換の申込みができます。

※通算5年の計算方法・・・改正労働契約法の施行が平成25年4月1日からとなり通算の起算は、平成25年4月1日以降に新規・更新契約を結んだものから通算します。

II. 具体的な導入に向けての手順

STEP 1 現場における有期労働者の活用実態を把握しましょう

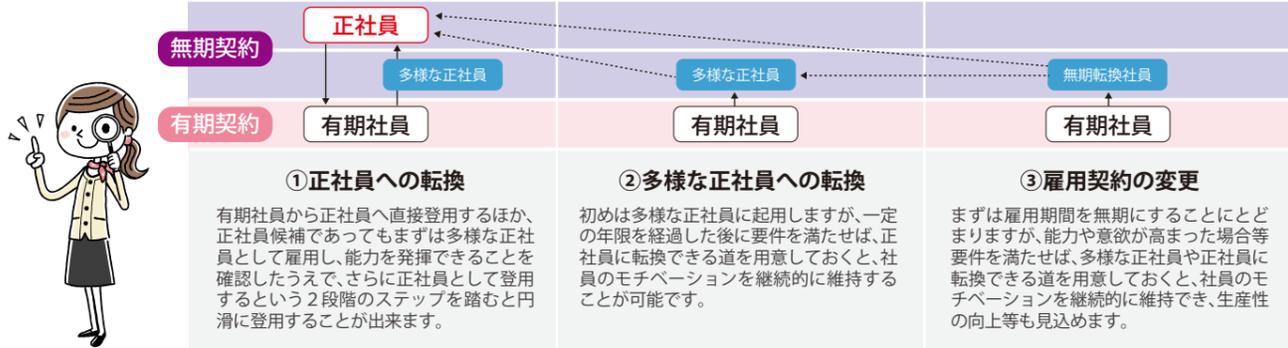
有期契約労働者の人数、更新の判断基準、更新回数、勤続年数、業務内容、今後の働き方・キャリアに関する希望等を把握しましょう。

STEP 2 有期契約労働者の活用方針を明確化し、無期転換ルールへの対応の方向性を検討しましょう

無期への転換方法には、主に3つのパターンがあります。

①正社員への転換	②多様な正社員への転換	③雇用期間の変更(有期→無期)
「多様な正社員」「限定正社員」の例 1 勤務地限定正社員 2 職務限定正社員 3 勤務時間限定正社員		無期契約に変更するだけ。 仕事内容や時間等は一切変わらない。

※無期から有期への転換だけではなく、中長期的な社員登用についても検討しましょう。



STEP 3 無期転換後の労働条件をどのように設定するか検討しましょう

適用される就業規則を整備し、どのような労働条件にするのか、適用区分を明確にする。

- 就業規則の見直し・周知**
STEP2 で検討した制度について、就業規則へ盛り込みましょう。第二定年等の制度を設けることも可能です。
- 労働条件通知書の変更【努力義務】**
労働条件通知書の交付は義務ですので、必ず実施してください。有期労働契約の場合は、無期転換権があることを明示するよう努めてください。
- 無期転換申込様式等の整備【努力義務】**
申込は口頭でも有効ですが、後から申込の意思表示の有無について争いになる可能性がありますので、書面を整備することをお勧めします。
- 継続雇用の高齢者に関する申請(第二種計画)【必要に応じて】**

「京都市いきいき働く医療機関認定制度」

～より働きやすい働きがいのある職場を目指して～

京都府医療勤務環境改善支援センターでは、平成29年1月から「京都市いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院を当センターが認定します。本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取り組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。現在、下記の10病院が「いきいき働く基本認定医療機関」に認定されております。基本認定に必要な50項目が達成できたら、センターに申請を頂き、センターによる実施確認、認定審査会での審議を経て認定を行います。まず最初に宣言書をセンターにご提出後、基本50項目が達成できたら、センターまで申請をお願いいたします。

- 1 京都南西病院
- 2 向日回生病院
- 3 蘇生会総合病院
- 4 脳神経リハビリ 北大路病院
- 5 嵯峨野病院
- 6 いわくら病院
- 7 洛和会音羽病院
- 8 宇多野病院
- 9 京都リハビリテーション病院
- 10 京都九条病院

いきいき働く基本認定医療機関
(基本認定:平成29年12月25日現在)

「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

～勤務環境改善で人材確保・定着へ改善に向けてまずは宣言を!～



平成29年12月25日未現在、69病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取り組みを開始されています。宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

いきいき働く宣言医療機関 (平成29年12月25日現在)

※表示はセンターへの宣言書到着順

- | | | | |
|-----------------|-----------------|---------------------|-----------------|
| 1 京都リハビリテーション病院 | 18 吉川病院 | 35 十条武田リハビリテーション病院 | 52 亀岡病院 |
| 2 京都ルネス病院 | 19 宇治武田病院 | 36 北山武田病院 | 53 高雄病院 |
| 3 田辺中央病院 | 20 京都久野病院 | 37 賀茂病院 | 54 なぎ辻病院 |
| 4 田辺記念病院 | 21 第二久野病院 | 38 京都きづ川病院 | 55 八幡中央病院 |
| 5 精華町国民健康保険病院 | 22 いわくら病院 | 39 宇多野病院 | 56 市立福知山市民病院 |
| 6 京都九条病院 | 23 相馬病院 | 40 洛和会丸太町病院 | 57 田辺病院 |
| 7 西京病院 | 24 向日回生病院 | 41 洛和会音羽病院 | 58 蘇生会総合病院 |
| 8 シミズ病院 | 25 亀岡シミズ病院 | 42 洛和会音羽記念病院 | 59 京都双岡病院 |
| 9 ほうゆう病院 | 26 綾部市立病院 | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 60 なごみの里病院 |
| 10 宮津武田病院 | 27 稲荷山武田病院 | 44 洛和会東寺南病院 | 61 富田病院 |
| 11 松ヶ崎記念病院 | 28 京都博愛会病院 | 45 身原病院 | 62 綾部ルネス病院 |
| 12 長岡病院 | 29 学研都市病院 | 46 洛西シミズ病院 | 63 六地藏総合病院 |
| 13 京都南病院 | 30 脳神経リハビリ北大路病院 | 47 洛西ニュータウン病院 | 64 京都東山老年サナトリウム |
| 14 新京都南病院 | 31 京都回生病院 | 48 医仁会武田総合病院 | 65 金井病院 |
| 15 京都市民連中央病院 | 32 木津屋橋武田病院 | 49 武田病院 | 66 京都鞍馬口医療センター |
| 16 もみじヶ丘病院 | 33 嵯峨野病院 | 50 伏見岡本病院 | 67 五木田病院 |
| 17 三菱京都病院 | 34 京都南西病院 | 51 京都岡本記念病院 | 68 丹後中央病院 |
| | | | 69 愛生会山科病院 |